

インドネシア共和国
公報

No.105, 2021 法務省 商標登録 変更

商標登録に関する
インドネシア共和国法務人権大臣規則 2016 年 67 号の改正
に関する

インドネシア共和国法務人権大臣規則 2021 年 12 号

慈悲あまねく慈愛深きアッラーの御名において

インドネシア共和国法務人権大臣は、

- a. 事業の簡便化の取り組みと投資エコシステムの向上を支援するため、商標登録申請の完了プロセスを迅速化する必要があること；
- b. 雇用創出に関する法律 2020 年 11 号第 108 条の規定の履行のため、商標登録に関する法務人権大臣規則 2016 年 67 号を改正する必要があること；
- c. a 項、b 項の検討に基づき、商標登録に関する法務・人権大臣規則 2016 年 67 号の改正に関する法務人権大臣規則を定める必要があること；

を検討し、

- 1. インドネシア共和国 1945 年憲法第 17 条(3)項；
- 2. 省に関する法律 2008 年 39 号（インドネシア共和国官報 2008 年 166 号、インドネシア共和国官報補遺 4916 号）；
- 3. 商標および地理的表示に関する法律 2016 年 20 号（インドネシア共和国官報 2016 年 252 号、インドネシア共和国官報補遺 5953 号）；
- 4. 雇用創出に関する法律 2020 年 11 号（インドネシア共和国官報 2020 年 245 号、官報補遺 6573 号）；
- 5. 法務人権省に関する大統領規則 2015 年 44 号（インドネシア共和国官報 2015 年 84 号）
- 6. 既に何度か改正が行われ、最後の改正がインドネシア共和国法務人権省の組織と業務手続に関する法務人権大臣規則 2015 年 29 号に対する改正に関する法務・人権大臣規則 2018 年 24 号（インドネシア共和国公報 2018 年 1135 号）により行われたインドネシア

共和国法務人権省の組織と業務手続に関する法務人権大臣規則 2015 年 29 号（インドネシア共和国公報 2015 年 1473 号）；

7. 商標登録に関する法律人権大臣規則 2016 年 67 号（インドネシア共和国公報 2016 年 2134 号）

を考慮し、

商標登録に関する法務・人権大臣規則 2016 年 67 号の改正に関する法務・人権大臣規則

を定めることを決める。

第 I 条

商標登録に関する法務・人権大臣規則 2016 年 67 号（インドネシア共和国公報 2016 年 2134 号）の複数の規定を以下のように改正する：

1. 第 12 条の規定を以下のように改正する：

第 12 条

(1) 第 9 条で定められた審査結果に基づいて、出願に不備がなく、また公告期間が経過し、異議の申立がなかった場合、出願は審査官による実体審査が行われる。

(2) (1)項で定められた公告期間に異議が申し立てられた場合、実体審査は答弁の提出期限の終了日から数えて遅くとも 30 日以内に行われる。

2. 第 13 条の規定を以下のように改正する：

第 13 条

(1) 第 12 条(1)項で定められた実体審査は、遅くとも 30 日の期間中に終了する。

(2) 第 12 条(2)項で定められた実体審査は、遅くとも 90 日の期間内に終了する。

(3) (2)項で定められた実体審査を行うにあたり、全ての異議および/あるいは答弁が考慮材料となる。

3. 第 16 条(1)項の規定を以下のように改正する：

(1) 以下の場合、商標登録の出願は登録できない：

- a. 国のイデオロギー、法令、倫理、宗教、礼儀あるいは公共秩序に反するもの；

- b. 出願された物品および/あるいはサービスと同じ、関連している、あるいはそれを述べただけであるもの；
- c. 出願された物品および/あるいはサービスの由来、品質、種類、大きさ、品種、使用目的について市民を誤解させ得るもの、あるいは同種の物品および/あるいはサービスのための育成者権の名称；
- d. 製造された物品および/あるいはサービスの品質、利益あるいは効能に応じていない説明が記載されているもの；
- e. 差別化する能力がないもの；
- f. 一般的な名称および/あるいは公共の機関の名称；および/あるいは
- g. 機能的な性質の形状を含むもの

(2) 出願された商標が、以下のものと要部において、あるいは全体において同一である場合、大臣は出願を拒絶する：

- a. 同種の商品および/あるいはサービスに対して、他者が所有する、あるいは他の者が先行して出願している商標；
- b. 他者が所有する同種の物品および/あるいはサービスの有名商標；
- c. 特定の条件を満たした、他者が所有する同種でない物品および/あるいはサービスの有名商標；あるいは
- d. 登録された地理的表示。

(3) 商標が以下の場合、大臣は商標登録の出願を拒絶する：

- a. 権利を持つ者からの書面による同意に基づく場合を除いて、著名人の名前あるいは略称、または類似している、写真、他者が所有する法人の名称；
- b. 権利を持つ者からの書面による同意に基づく場合を除いて、ある国、国家機関、国際機関の名称または略称、旗、象徴、シンボル、表象の模倣、類似；あるいは
- c. 権利を持つ者からの書面による同意に基づく場合を除いて、国あるいは政府機関が使用する印、判、スタンプの模倣、類似。

(4) 悪意を持つ出願者が出願を提出した場合、大臣はその出願を拒絶する。

4. 第 52 条と第 53 条の間に第 52A 条を挿入し、以下のようにする：

第 52A 条

本大臣規則が施行開始される際、本大臣規則の施行前に既に出願されていた商標登録申請は商標登録に関する法務・人権大臣規則 2016 年 67 号の規定に基づいて処理される。

第 II 条

本大臣規則は法制化の日から施行される。

全ての者が知る事ができるよう、この大臣規則の法制化をインドネシア共和国公報に掲載することを命じる。

ジャカルタにおいて制定

2021年1月29日

インドネシア共和国

法務人権大臣

YASONNA H. LAOLY

ジャカルタにおいて法制化

2021年2月3日

インドネシア共和国

法務人権省

法令総局長

WIDODO EKATJAHJANA